

令和3年1月8日

保護者 様

埼玉県立羽生実業高等学校長 仲山 嘉彦

緊急事態宣言に伴う学校の対応について

このことについて、1都3県に緊急事態宣言が発出され県教育局からの指示により、「感染症拡大防止の対策を徹底しながら教育活動を実施する」こととなります。生徒・保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和3年1月 8日（金）から令和3年2月 7日（日）まで
- 2 短縮授業期間 令和3年1月12日（火）から令和3年1月15日（金）まで
※40分×6時間授業
※令和3年1月18日（月）より通常授業
- 3 部 活 動 原則中止 ※大会等に関しては、各部の顧問に確認してください。
- 4 家庭へのお願い
 - (1) 規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない）
 - (2) こまめに石鹸による手洗い又はアルコール消毒液で手指の消毒をしてください。
 - (3) 咳エチケット
 - (4) 登下校中・授業中マスクの着用が必要になります。マスクの準備は、ご家庭でお願いします。※体育の授業は、担当者の指示に従ってください。
 - (5) 3つの密『1. 密閉空間（換気の悪い場所）2. 密集場所（多くの人が密集している場所）3. 密接場所（お互いが手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場所）』を避けてください。家庭でも定期的な換気。
 - (6) こんな症状の場合、強い倦怠感（だるさ）、息苦しさ、風邪の症状や発熱については、電話で医療機関又は近くの保健所等に相談するとともに、学校への連絡もお願いいたします。
 - (7) 生徒のみの会食等の自粛
 - (8) 不要不急の外出は極力避け、可能な限り速やかな帰宅をご家庭でもご指導をお願いいたします。
- 5 そ の 他
 - (1) 令和3年1月12日（火）からの追試験は予定通り実施いたします。
 - (2) 今後、必要に応じて学校からの連絡をメール及びホームページ等で致します。
 - (3) ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

連絡先

県立羽生実業高等学校

TEL 048-561-0341

教 頭 島田 泉

教務主任 新井 貴弘